

学童クラブ利用選考基準

1 基準指数

(令和7年度)

| 番号 | 保護者の状況 | | 基準指数 | |
|----|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------|
| | 類型 | 細目 | | |
| 1 | 児童の両親がいない場合で、保護者が就労、疾病等のため適切な育成をすることができないもの又は児童福祉の観点から区長が特に必要と認めるもの | | 200 | |
| 2 | 就労 | 勤務日数が月20日以上 | 週のうち平日午後1時から午後6時までの間に就労していて、かつ、1日8時間以上の就労を常態としているもの | 65 |
| 3 | | | 週のうち平日午後1時から午後6時までの間に就労していて、かつ、1日6時間以上8時間未満の就労を常態としているもの | 60 |
| 4 | | | 週のうち平日午後1時から午後6時までの間に就労していて、かつ、1日4時間以上6時間未満の就労を常態としているもの | 55 |
| 5 | | 勤務日数が月16日以上20日未満 | 週のうち平日午後1時から午後6時までの間に就労していて、かつ、1日8時間以上の就労を常態としているもの | 60 |
| 6 | | | 週のうち平日午後1時から午後6時までの間に就労していて、かつ、1日6時間以上8時間未満の就労を常態としているもの | 55 |
| 7 | | | 週のうち平日午後1時から午後6時までの間に就労していて、かつ、1日4時間以上6時間未満の就労を常態としているもの | 50 |
| 8 | | 勤務日数が月12日以上16日未満 | 週のうち平日午後1時から午後6時までの間に就労していて、かつ、1日8時間以上の就労を常態としているもの | 55 |
| 9 | | | 週のうち平日午後1時から午後6時までの間に就労していて、かつ、1日6時間以上8時間未満の就労を常態としているもの | 50 |
| 10 | | | 週のうち平日午後1時から午後6時までの間に就労していて、かつ、1日4時間以上6時間未満の就労を常態としているもの | 45 |
| 11 | | 週のうち平日午後1時から午後6時までの間に就労していて、かつ、月12日未満の就労又は1日4時間未満の就労を常態としているもの | | 35 |
| 12 | | 出産 | 出産予定日の属する月及び当該月の前後それぞれ2月（出産後のみの利用の場合は、出産日の属する月、その翌月及び翌々月）以内のもの | 60 |
| 13 | 育児休業 | 育児休業を取得していて、かつ、1歳に満たない子を養育しているもの | 55 | |
| 14 | 疾病 | 入院 | 入院開始日から1月以上のもの | 65 |
| 15 | | 居宅内 | 寝たきりのもの | 65 |
| 16 | | | 常時安静又は週3日以上通院若しくは通所を要するもの | 60 |
| 17 | | | 番号15及び16以外の一般療養を要するもの | 55 |
| 18 | 心身障害 | 身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は愛の手帳1度、2度若しくは3度を保持するもの | | 65 |
| 19 | | 身体障害者手帳3級、4級、5級若しくは6級、精神障害者保健福祉手帳3級若しくは愛の手帳4度を保持するもの又はその他の障害認定を受けたもの | | 60 |
| 20 | 介護・看護 | 居宅外 | 介護、看護又は通院等の付添いをするもの（番号2から11までを準用する。） | 35～65 |
| 21 | | 居宅内 | 常時介護又は看護をするもの | 60 |

備考

- 平日とは、月曜日から金曜日までをいう。
- 就学又は技能習得は、就労に準ずるものとして取り扱う。
- 夜間就労（午後9時から翌日午前6時までの就労をいう。）をしている保護者が平日午後1時から午後6時までの間に休息をとる場合は、番号2から11までに定める時間について就労しているものとみなす。
- 保護者が複数いる場合は、それぞれの指数を計算し、最も低い保護者の指数を適用する。
- 番号17は、医師の診断書が提出された場合に適用する。
- 居宅外の介護、看護又は通院等の付添いに要する時間は、就労時間に相当するものとして取り扱う。

2 調整指数

| 番号 | 類型 | 細目 | 調整指数 |
|----|----------|--------------------------------------------------------------------|------|
| 1 | 世帯調整 | ひとり親家庭であるとき。 | 10 |
| 2 | | 協議離婚、調停離婚、審判離婚又は裁判離婚に係る手続を行っているとき。 | 7 |
| 3 | 学年調整 | 小学校1年生であるとき。 | 20 |
| 4 | | 小学校2年生であるとき。 | 11 |
| 5 | 特別支援児童調整 | 身体障害者手帳1級、2級若しくは3級又は愛の手帳を保持しているとき。 | 25 |
| 6 | | 身体障害者手帳4級、5級若しくは6級又は精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級を保持しているとき。 | 23 |
| 7 | | 特別支援学級に在籍しているとき。 | 20 |
| 8 | | 特別支援学級在籍への就学相談をしているとき。 | 15 |
| 9 | 帰宅時間調整 | 帰宅時間（保護者が就労を終えて、自宅に到着する時間をいう。以下同じ。）が午後6時を超えるとき。 | 5 |
| 10 | 育成料滞納調整 | 育成料を3か月以上滞納しているとき（兄弟姉妹（多胎を含む。）に係る育成料を含み、既に当該滞納に係る納付を開始しているものを除く。）。 | -25 |
| 11 | 兄弟姉妹利用調整 | 児童と兄弟姉妹（多胎を含む。）にあるものが、希望する学童クラブ欄の内容を当該児童と同じくする学童クラブ利用申請書を提出しているとき。 | 2 |

備考

- 1 ひとり親家庭とは、墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年墨田区条例第33号)第2条第2項に規定するひとり親家庭をいう。
- 2 番号2は、裁判所又は弁護士の実証をもって加点の対象とする。
- 3 特別支援児童調整において、複数の項目が該当する場合は、最も高い調整指数のみを適用する。
- 4 番号7は、就学相談の結果、特別支援学級に在籍することが決まったときを含む。
- 5 保護者が複数いる場合の番号9の適用については、全ての保護者が当該要件を満たす場合に限る。
- 6 番号9は、就学若しくは技能習得又は介護、看護若しくは通院等の付添いについても適用する。

3 指数が同じ場合の優先順位

- (1) 一方の親が単身赴任又は災害復旧の従事のため、児童と同居していない者
- (2) 基準指数が高い者
- (3) 帰宅時間が遅い者。ただし、日ごとに異なる場合は、1週間の平均とする。
- (4) 調整指数10(育成料滞納調整)に該当しない者
- (5) 離婚協議中の者（別居中であるときに限る。）

※上記によっても順位が定まらないときは、抽選により決定する。